

北上地区消防組合危険物規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月29日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第9号

北上地区消防組合危険物規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合危険物規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合危険物規則（平成9年北上地区消防組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(設置又は変更の許可等)</p> <p>第2条 北上地区消防組合管理者（以下「管理者」という。）は、法第11条第1項の規定により製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は位置、構造若しくは設備の変更の許可を<u>した</u>ときは、様式第1号の危険物製造所等許可書（以下「許可書」という。）に様式第2号の危険物製造所等許可指導書を添付して申請者に交付する。</p> <p>2 [略]</p> | <p>(設置又は変更の許可等)</p> <p>第2条 北上地区消防組合管理者（以下「管理者」という。）は、法第11条第1項の規定により製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は位置、構造若しくは設備の変更の許可を<u>する</u>ときは、様式第1号の危険物製造所等許可書（以下「許可書」という。）に様式第2号の危険物製造所等許可指導書を添付して申請者に交付する。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(基準の特例)</u></p> <p><u>第2条の2 危政令第23条の規定により、製造所等において位置、構造又は設備の基準の特例について承認を受けようとする者は、様式第3号の2の危険物基準の特例適用申請書より管理者に申請するものとする。</u></p> <p><u>2 管理者は、前項の申請があった場合において当該申請を承認するときは、様式第3号の3の危険物基準の特例承認書により申請者に交付する。</u></p> <p><u>3 管理者は、第1項の申請を承認することが適当でないとき認めるときは、様式第3号の4の危険物基準の特例不承認通知書により申請者に通知する。</u></p> |

(完成検査不適合通知)

第3条 管理者は、危政令第8条第2項の規定に基づく完成検査を行った結果、法第10条第4項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は許可の内容と異なると認めるときは、様式第4号の完成検査不適合通知書により申請者に通知する。

(完成検査前検査不適合通知)

第4条 管理者は、危政令第8条の2第6項の規定に基づく検査を行った結果、法第10条第4項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、様式第5号の完成検査前検査不適合通知書により申請者に通知する。

第5条 [略]

2 管理者は、前項の申請を承認することが適当でないと認める場合は、様式第7号の危険物製造所等仮使用不承認通知書により申請者に通知する。

3 管理者は、第1項の仮使用の承認をした製造所等において、承認した内容と異なる仮使用が行われ、当該施設の保安を確保することができないと認める場合は、承認を取り消すことができる。

4 管理者は、前項の承認を取り消す場合は、様式第8号の危険物製造所等仮使用取消通知書により申請者に通知し、仮使用承認書の返却を求めるものとする。

(予防規程の認可)

第6条 管理者は、法第14条の2第1項の規定により予防規程

(完成検査不適合通知)

第3条 管理者は、危政令第8条第2項の規定に基づく完成検査を行った結果、法第10条第4項の技術上の基準に適合していないと認めたとき、又は許可の内容と異なると認めたときは、様式第4号の完成検査不適合通知書により申請者に通知する。

(完成検査前検査不適合通知)

第4条 管理者は、危政令第8条の2第6項の規定に基づく検査を行った結果、法第10条第4項の技術上の基準に適合していないと認めたときは、様式第5号の完成検査前検査不適合通知書により申請者に通知する。

第5条 [略]

2 管理者は、前項の申請を承認することが適当でないと認めたときは、様式第7号の危険物製造所等仮使用不承認通知書により申請者に通知する。

3 管理者は、第1項の仮使用の承認をした製造所等において、承認した内容と異なる仮使用が行われ、当該施設の保安を確保することができないと認めたときは、承認を取り消すものとする。

4 管理者は、前項の承認を取り消す場合は、様式第8号の危険物製造所等仮使用承認取消通知書により申請者に通知し、仮使用承認書の返却を求めるものとする。

(予防規程の認可)

第6条 管理者は、法第14条の2第1項の規定により予防規程

の認可をしたときは、様式第9号の危険物製造所等予防規程認可書を申請者に交付する。

2 [略]

(休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長の承認等)

第7条 管理者は、危省令第62条の5の2第2項ただし書及び危省令第62条の5の3第2項ただし書の規定により漏れの点検に係る期間の延長申請があった場合において当該申請を承認したときは、様式第11号の漏れの点検期間延長承認書を申請者に交付する。

2 [略]

3 管理者は、延長の承認をした後において、当該施設の保安を確保することができないと認めるときは、承認を取り消すことができる。

4 [略]

(収去証の交付)

第8条 法第16条の5第1項の規定により職員に危険物を収去させるときは、被収去者に様式第14号の収去証を交付する。

(許可の撤回)

第9条 法第11条第1項の規定により製造所等の許可を受けた者が、当該許可に伴う行為を履行せず当該許可の取り下げをしようとする場合は、様式第15号の許可取り下げ届出に当該許可書を添えて管理者に提出しなければならない。

(廃止届の処理)

の認可をするときは、様式第9号の危険物製造所等予防規程認可書を申請者に交付する。

2 [略]

(休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長の承認等)

第7条 管理者は、危省令第62条の5の2第2項ただし書及び危省令第62条の5の3第2項ただし書の規定により漏れの点検に係る期間の延長申請があった場合において当該申請を承認するときは、様式第11号の漏れの点検期間延長承認書を申請者に交付する。

2 [略]

3 管理者は、延長の承認をした後において、当該施設の保安を確保することができないと認めるときは、承認を取り消すものとする。

4 [略]

(収去証の交付)

第8条 法第16条の5第1項の規定により職員が危険物を収去するときは、被収去者に様式第14号の収去証を交付する。

第9条 削除

(廃止届の処理)

第10条 管理者は、法第12条の6の規定により製造所等の用途の廃止の届け出があった場合は、廃止に係る安全上の措置等について必要な指導を行うことができる。

(製造所等の休止の処理)

第11条 製造所等を6箇月以上休止しようとする者は、様式第16号の危険物製造所等休止届を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による休止届の提出があった場合は、当該製造所等の安全管理及び再開時の災害予防について必要な指導を行うことができる。

(危険物保安監督者の届出)

第13条 法第13条第2項の規定により危険物保安監督者の選任届出をしようとする者は、当該選任届出書に様式第18号の実務経験証明書及び様式第19号の同意書を添付して届出しなければならない。

(仮貯蔵等申請)

第14条 [略]

2 消防長は、前項の申請を承認したときは、様式第21号の危険物仮貯蔵・仮取扱承認書を交付する。

3 消防長は、第1項の申請を承認することが適当でないと認めるときは、様式第22号の危険物仮貯蔵仮取扱不承認通知書により申請者に通知する。

(製造所等の許可書等の再交付の申請等)

第10条 管理者は、法第12条の6の規定により製造所等の用途の廃止の届出があった場合は、廃止に係る安全上の措置等について必要な指導を行うことができる。

(製造所等の休止の処理)

第11条 製造所等を6箇月以上休止しようとする者は、様式第16号の危険物製造所等休止届を管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の規定による休止の届出があった場合は、当該製造所等の安全管理及び再開時の災害予防について必要な指導を行うことができる。

(危険物保安監督者の届出)

第13条 法第13条第2項の規定により危険物保安監督者の選任届出をしようとする者は、当該選任届出書に様式第18号の実務経験証明書を添付して届け出なければならない。

(仮貯蔵等申請)

第14条 [略]

2 消防長は、前項の申請を承認するときは、様式第21号の危険物仮貯蔵・仮取扱承認書(以下「仮貯蔵・仮取扱承認書」という。)を交付する。

3 消防長は、第1項の申請を承認することが適当でないと認めるときは、様式第22号の危険物仮貯蔵・仮取扱不承認通知書により申請者に通知する。

(製造所等の許可書等の再交付の申請等)

第15条 法第11条第1項の規定により製造所等の設置又は位置、構造若しくは設備の変更の許可を受けた者（法第11条第6項の規定により設置者の地位を継承した者を含む。）又は政令第8条の2第7項の規定によりタンク検査済証の交付を受けた者が、当該製造所等に係る許可書又はタンク検査済証（以下「許可書等」という。）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、様式第23号の再交付申請書により管理者に許可書等の再交付を申請することができる。

2～4 [略]

第15条 法第11条第1項の規定により製造所等の設置又は位置、構造若しくは設備の変更の許可を受けた者（法第11条第6項の規定により設置者の地位を継承した者を含む。）又は危政令第8条の2第7項の規定によりタンク検査済証の交付を受けた者が、当該製造所等に係る許可書又はタンク検査済証（以下「許可書等」という。）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、様式第23号の再交付申請書により管理者に許可書等の再交付を申請することができる。

2～4 [略]

（申請等の取下げ）

第16条 次の各号に掲げる申請をした者が、当該申請を取り下げようとするときは、様式第24号の申請・許可等の取下げ届出書を、第1号の申請の取下げにあつては消防長に、第2号から第6号までの申請の取下げにあつては管理者に、届け出なければならない。

- (1) 法第10条第1項ただし書の規定による危険物の仮貯蔵等の承認の申請
- (2) 法第11条第1項の規定による製造所等の設置又は変更の許可の申請
- (3) 法第11条第5項の規定による製造所等の完成検査の申請
- (4) 法第11条第5項ただし書の規定による製造所等の仮使用の承認の申請
- (5) 法第11条の2第1項の規定による製造所等の完成検査前検査の申請

(補則)

第16条 [略]

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

様

北上地区消防組合
管理者 北上市長

印

危険物製造所等許可指導書

年 月 日付け申請のあったの について、
次の「○」印の項目が該当しますので留意願います。

記

1～10 [略]

様式第3号(第2条関係)

北上地区消防組合指令 第 号

(6) 法第14条の3の規定による保安に関する検査の申請

2 前項第1号、第2号又は第4号の申請について許可又は承認を受けた後に取り下げようとするときは、当該許可書、仮使用承認書又は仮貯蔵・仮取扱承認書を添付するものとする。

(補則)

第17条 [略]

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

様

北上地区消防組合
管理者 北上市長

印

危険物製造所等許可指導書

年 月 日付け北上地区消防組合指令 第 号で許可した危険物 について、次の「○」印の項目が該当しますので留意願います。

記

1～10 [略]

様式第3号(第2条関係)

北上地区消防組合指令 第 号

危険物製造所等不許可通知書

住所又は
事業所所在地

氏名又は
名称及び代表者名

年 月 日付けで申請のあった危険物の の
設置・変更許可については、下記のとおり消防法第10条第4項の規定に基づ
き政令で定める技術上の基準に適合していないため許可しないので通知し
ます。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長



記

[略]

危険物製造所等不許可通知書

住所又は
事業所所在地

氏名又は
名称及び代表者名

年 月 日付けで申請のあった危険物 の設
置・変更許可については、下記のとおり消防法第10条第4項の規定に基づく
政令で定める技術上の基準に適合していないため許可しない。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長



記

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第3号の次に次の3様式を加える。

様式第3号の2（第2条の2関係）

危険物基準の特例適用申請書

年 月 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 様

申請者

住 所

氏 名

電 話

下記の内容について、危険物の規制に関する政令第23条に規定する基準の特例の適用を受けたいので申請します。

記

| | | | |
|---------------------|-----|-------------|--|
| 設置者 | 住 所 | | |
| | 氏 名 | | |
| 設置場所 | | | |
| 製造所等の別 | | 貯蔵所又は取扱所の区分 | |
| 危険物の種類・品名・数量等 | | | |
| 適用を受けようとする位置、構造又は設備 | | | |
| 適用を受けようとする理由 | | | |
| ※ 受 付 欄 | | ※ 経 過 欄 | |
| | | | |

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
 - 3 必要により、図書・資料等を添付すること。
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第3号の3（第2条の2関係）

危険物基準の特例適用承認書

| | | | |
|--|--|-------------|--|
| 北上地区消防組合指令 第 号 年 月 日 | | | |
| 様 北上地区消防組合 管理者 北上市長 印 | | | |
| 年 月 日付で申請のあった下記の危険物製造所等に係る危険物の規制 に関する政令第23条の適用について承認します。 | | | |
| 記 | | | |
| 設置場所 | | | |
| 製造所等の別 | | 貯蔵所又は取扱所の区分 | |
| 適用を受ける 位置、構造又は設備 | | | |
| 適用内容 | | | |

様式第3号の4（第2条の2関係）

北上地区消防組合指令 第 号

危険物基準の特例不承認通知書

住 所 又 は
事 業 所 所 在 地

氏 名 又 は
名 称 及 び 代 表 者 名

年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た 危 険 物 基 準 の 特 例 に つ い て は、 下 記 の
理 由 に よ り 承 認 し な い。

年 月 日

北上地区消防組合
管理 者 北上市長

印

記

- 1 区分
- 2 設置場所
- 3 不承認理由

（備考）

様式の下欄には、教示について記載することができる。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>様式第4号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">北上地区消防組合指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">完成検査不適合通知書</p> <p>住所又は 事業所所在地</p> <p>氏名又は 名称及び代表者名</p> <p>年 月 日付で申請のあった の完成検査を行った結果、下記のとおり消防法第10条第4項の規定に<u>基づき</u>政令で定める技術上の基準に<u>適合せず</u>、又は許可内容と異なると認めため<u>で通知</u>します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">北上地区消防組合 管理者 北上市長 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請<u>対象物</u>の設置場所又は常置場所</p> <p>2 理由</p> <p>(備考)</p> <p>様式の下欄には、教示について記載することができる。</p> | <p>様式第4号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">北上地区消防組合指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">完成検査不適合通知書</p> <p>住所又は 事業所所在地</p> <p>氏名又は 名称及び代表者名</p> <p>年 月 日付で申請のあった<u>危険物</u> の完成検査を行った結果、下記のとおり消防法第10条第4項の規定に<u>基づく</u>政令で定める技術上の基準に<u>適合しない</u>、又は許可内容と異なると認めため<u>で通知</u>する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">北上地区消防組合 管理者 北上市長 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請<u>危険物製造所等</u>の設置場所又は常置場所</p> <p>2 <u>設置又は変更の許可年月日及び許可番号</u></p> <p>3 理由</p> <p>(備考)</p> <p>様式の下欄には、教示について記載することができる。</p> |

様式第5号（第4条関係）

北上地区消防組合指令 第 号

完成検査前検査不適合通知書

住 所 又 は
事 業 所 所 在 地

氏 名 又 は
名 称 及 び 代 表 者 名

年 月 日付けで申請のあった の完成検査前
検査（ ）を行った結果、下記のとおり消防法第10条第4項の規定に
基づき政令で定める技術上の基準に適合せず、又は許可内容と異なると認め
たので通知します。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長



記

[略]

様式第6号（第5条関係）

北上地区消防組合指令 第 号

危険物製造所等仮使用承認書

住 所 又 は
事 業 所 所 在 地

様式第5号（第4条関係）

北上地区消防組合指令 第 号

完成検査前検査不適合通知書

住 所 又 は
事 業 所 所 在 地

氏 名 又 は
名 称 及 び 代 表 者 名

年 月 日付けで申請のあった の完成検査前
検査（ ）を行った結果、下記のとおり消防法第10条第4項の規定に
基づく政令で定める技術上の基準に適合しない、又は許可内容と異なると認
めたので通知する。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長



記

[略]

様式第6号（第5条関係）

北上地区消防組合指令 第 号

危険物製造所等仮使用承認書

住 所 又 は
事 業 所 所 在 地

氏名又は
名称及び代表者名

設置場所

年 月 日付で申請のあった危険物 の仮使用について承認します。

なお、仮使用期間中は、下記の事項を遵守すること。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長
記



- 1 下記の様式で掲示板を作成し、当該危険物施設の見やすい場所に掲げること。

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| 消 防 法 に よ る 仮 使 用 承 認 済 | |
| 製造所等の別 | |
| 承認年月日 番 号 | 年 月 日 北上地区消防組合指令 第 号 |
| 承認行政庁名 | 北 上 地 区 消 防 組 合 |

25センチメートル以上

35センチメートル以上

氏名又は
名称及び代表者名

設置場所

設置の許可年月日
及び許可番号

製造所等の別

年 月 日付で申請のあった上記の危険物 の仮使用について承認します。

なお、仮使用期間中は、下記の事項を遵守してください。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長
記



- 1 下記の様式で掲示板を作成し、当該危険物施設の見やすい場所に掲げること。

| | | | |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------------|--|
| 消 防 法 に よ る 仮 使 用 承 認 済 | | | |
| 製造所等の別 | | <u>貯蔵所又は</u> <u>取扱所の区分</u> | |
| 承認年月日 番 号 | 年 月 日 北上地区消防組合指令 第 号 | | |
| 承認行政庁名 | 北 上 地 区 消 防 組 合 | | |

25センチメートル以上

35センチメートル以上

2 仮使用期間中は、工事の安全対策に万全を期すること。

様式第7号（第5条関係）

北上地区消防組合指令 第 号

危険物製造所等仮使用不承認通知書

住 所 又 は
事業所所在地

氏 名 又 は
名称及び代表者名

年 月 日付けで申請のあった の仮使用について
は、下記の理由により承認しないので通知します。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

印

記

[略]

2 仮使用期間中は、工事の安全対策に万全を期すること。

様式第7号（第5条関係）

北上地区消防組合指令 第 号

危険物製造所等仮使用不承認通知書

住 所 又 は
事業所所在地

氏 名 又 は
名称及び代表者名

設 置 場 所

設置の許可年月日
及び許可番号

製造所等の別

年 月 日付けで申請のあった 上記の危険物 の仮
使用については、下記の理由により承認しない。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

印

記

[略]

様式第8号（第5条関係）

北上地区消防組合指令 第 号

危険物製造所等仮使用承認取消通知書

住 所 又 は
事 業 所 所 在 地

氏 名 又 は
名 称 及 び 代 表 者 名

年 月 日付け北上地区消防組合指令 第 号による仮
使用承認については、下記の理由によりこれを取消します。また、交付され
た危険物製造所等仮使用承認書は返却すること。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長



記

[略]

様式第9号（第6条関係）

北上地区消防組合指令 第 号

危険物製造所等予防規程認可書

住 所 又 は
事 業 所 所 在 地

様式第8号（第5条関係）

北上地区消防組合指令 第 号

危険物製造所等仮使用承認取消通知書

住 所 又 は
事 業 所 所 在 地

氏 名 又 は
名 称 及 び 代 表 者 名

年 月 日付け北上地区消防組合指令 第 号による仮
使用承認については、下記の理由によりこれを取り消す。
なお、交付された危険物製造所等仮使用承認書は返却すること。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長



記

[略]

様式第9号（第6条関係）

北上地区消防組合指令 第 号

危険物製造所等予防規程認可書

住 所 又 は
事 業 所 所 在 地

氏名又は
名称及び代表者名

年 月 日付で申請のあった下記の対象物の予防規程に
ついては、消防法第14条の2第1項の規定により認可します。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長



記

1 区分

2 設置場所

3 設置許可年月日及び番号

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

様式第10号（第6条関係）

北上地区消防組合指令 第 号

危険物製造所等予防規程不認可通知書

住所又は
事業所所在地

氏名又は
名称及び代表者名

氏名又は
名称及び代表者名

年 月 日付で申請のあった下記の危険物製造所等の予
防規程については、消防法第14条の2第1項の規定により認可します。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長



記

1 区分

2 設置場所

3 設置の許可年月日及び許可番号

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

様式第10号（第6条関係）

北上地区消防組合指令 第 号

危険物製造所等予防規程不認可通知書

住所又は
事業所所在地

氏名又は
名称及び代表者名

年 月 日付けで申請のあった下記の対象物の予防規程については、消防法第14条の2第2項の規定により認可しないので通知します。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長



記

- 1 区分
- 2 設置場所
- 3 設置許可年月日及び番号
- 4 不認可理由

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

様式第12号（第7条関係）

北上地区消防組合指令 第 号

漏れの点検期間延長不承認通知書

住 所 又 は
事業所所在地

氏 名 又 は
名称及び代表者名

年 月 日付けで申請のあった の漏れの点検に係る期間の延長については、下記の理由により承認しないので通知します。

年 月 日付けで申請のあった下記の危険物製造所等の予防規程については、消防法第14条の2第2項の規定により認可しない。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長



記

- 1 区分
- 2 設置場所
- 3 設置の許可年月日及び許可番号
- 4 不認可理由

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

様式第12号（第7条関係）

北上地区消防組合指令 第 号

漏れの点検期間延長不承認通知書

住 所 又 は
事業所所在地

氏 名 又 は
名称及び代表者名

年 月 日付けで申請のあった の漏れの点検に係る期間の延長については、下記の理由により承認しない。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長



記

[略]

様式第13号（第7条関係）

北上地区消防組合指令 第 号

漏れの点検期間延長承認取消書

住 所 又 は
事 業 所 所 在 地

氏 名 又 は
名 称 及 び 代 表 者 名

年 月 日付北上地区消防組合指令 第 号による漏れの点検に係る期間の延長の承認については、下記の理由によりこれを取消します。また、交付された漏れの点検期間延長承認書は返却すること。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長



記

[略]

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長



記

[略]

様式第13号（第7条関係）

北上地区消防組合指令 第 号

漏れの点検期間延長承認取消書

住 所 又 は
事 業 所 所 在 地

氏 名 又 は
名 称 及 び 代 表 者 名

年 月 日付北上地区消防組合指令 第 号による漏れの点検に係る期間の延長の承認については、下記の理由によりこれを取り消す。

なお、交付された漏れの点検期間延長承認書は返却すること。

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長



記

[略]

様式第15号及び様式第19号を削り、様式第16号から様式第18号まで及び様式第20号中「㊟」を削り、様式第16号から様式第18号まで、様式第20号及び様式第23号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>様式第21号（第14条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">危険物仮貯蔵・仮取扱承認書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 場 所</p> <p>2 類別・品名・数量</p> <p>3 期 間 年 月 日から <u>年 月 日</u></p> <p>4 守るべき事項</p> | <p>様式第21号（第14条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">危険物仮貯蔵・仮取扱承認書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 場 所</p> <p>2 類別・品名・数量</p> <p>3 期 間 年 月 日から <u>年 月 日まで</u></p> <p>4 守るべき事項</p> |
| <p>様式第22号（第14条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">危険物仮貯蔵・仮取扱不承認通知書</p> <p>年 月 日付けで申請のあった危険物の仮貯蔵・仮取扱については、下記により<u>承認しないので通知します。</u></p> <p>住 所 又 は 事 業 所 所 在 地</p> | <p>様式第22号（第14条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">危険物仮貯蔵・仮取扱不承認通知書</p> <p>年 月 日付けで申請のあった危険物の仮貯蔵・仮取扱については、下記により<u>承認しない。</u></p> <p>住 所 又 は 事 業 所 所 在 地</p> |

氏名又は
名称及び代表者名

年 月 日

北上地区消防組合消防本部

消防長 印

記

[略]

様式第23号（第15条関係）

再交付申請書

| | |
|--|-------|
| | 年 月 日 |
| 北上地区消防組合 管理者 北上市長 様 | |
| 申請者 <u>住所又は事業所所在地</u> <u>氏名又は名称及び代表者名</u> <u>電話番号</u> | |

| | | | | |
|--------|-------|----|---|---|
| 設置者 | 住所 | | | |
| | 氏名 | | | |
| 設置場所 | | | | |
| 設置許可 | 年 月 日 | 番号 | 第 | 号 |
| 完成検査 | 年 月 日 | 番号 | 第 | 号 |
| 製造所等の別 | | | | |

氏名又は
名称及び代表者名

年 月 日

北上地区消防組合消防本部

消防長 印

記

[略]

様式第23号（第15条関係）

再交付申請書

| | |
|--|-------|
| | 年 月 日 |
| 北上地区消防組合 管理者 北上市長 様 | |
| 申請者 <u>住所</u> <u>氏名</u> <u>電話</u> | |

| | | | | |
|---------|-------|--------------|---|---|
| 設置者 | 住所 | | | |
| | 氏名 | | | |
| 設置場所 | | | | |
| 設置許可年月日 | 年 月 日 | 許可番号 | 第 | 号 |
| 完成検査年月日 | 年 月 日 | 完成検査番号 | 第 | 号 |
| 製造所等の別 | | 貯蔵所又は取扱い所の区分 | | |

[略]

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

[略]

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第23号の次に次の様式を加える。

様式第24号（第16条関係）

申請・許可等の取下げ届出書

| | | | |
|--------------------------|--|-------------|-----|
| 年 月 日 | | | |
| 北上地区消防組合 管理者又は消防長 様 | | | |
| 届出者 住 所 氏 名 電 話 | | | |
| 設 置 場 所 | | | |
| 製造所等の別 | 貯蔵所又は取扱所の区分 | | |
| 申 請 の 内 容 | <input type="checkbox"/> 仮貯蔵又は仮取扱承認 <input type="checkbox"/> 設置又は変更許可 <input type="checkbox"/> 完成検査 <input type="checkbox"/> 仮使用承認 <input type="checkbox"/> 完成検査前検査 <input type="checkbox"/> 保安検査 | | |
| 申 請 年 月 日 | 年 月 日 | 申 請 受 付 番 号 | 第 号 |
| ※許可(承認) 年 月 日 | 年 月 日 | ※許可(承認)番号 | 第 号 |
| 取下げの理由 | | | |
| ※※ 受付欄 | | ※※ 処理欄 | |
| | | | |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 設置又は変更許可、完成検査、仮使用承認、完成検査前検査及び保安検査の申請に係る取下げの場合は管理者に、仮貯蔵又は仮取扱承認の申請に係る取下げの場合は消防長にそれぞれ届け出ること。
- 3 仮貯蔵又は仮取扱承認の申請に係る取下げの場合、製造所等の別及び貯蔵所又は取扱所の区分の欄は記入しないこと。
- 4 許可又は承認を受けた後に取下げを届け出る場合は、※印の欄を記入し、当該許可書又は承認書を添付すること。
- 5 ※※印の欄は、記入しないこと。

附 則

この規則は、令和 3 年10月 1 日から施行する。